

国民年金コーナー

将来の年金受給額を増やすために ～付加年金制度のお知らせ～

◆国民年金付加年金制度とは

国民年金の定額保険料に加えて、付加保険料(月額400円)を納めると、年金受給時に付加年金が上乘せされます。

付加年金の金額は、【200円×付加保険料納付月数】(年額)です。

付加年金は定額のため、物価の変動による増額・減額はありません。

例えば、20歳から60歳まで40年間、付加保険料を納めていた場合の付加年金額は下図のとおりです。

◆納付できる方

- ・国民年金第1号被保険者(自営業者、農業者、学生の方など)
- ・65歳未満の任意加入被保険者

※厚生年金に加入している方や、国民年金基金に加入している方、保険料を免除されている方は、付加保険料を納付することはできません。

◆お手続き

役場窓口または、年金事務所に申出書を提出してください。

◆注意事項など

- ・付加保険料の納付は申込みをした月分からとなります。(さかのぼって納付することはできません。)
- ・納付期限は原則翌月末日(休日・祝日の場合は翌営業日)です。
※納付期限を過ぎた場合でも、期限から2年間は納付することができますが、納め忘れ防止のためにも期限内に納付しましょう。
- ・付加保険料の納付をやめる場合は、付加保険料納付辞退申出書の提出が必要となります。

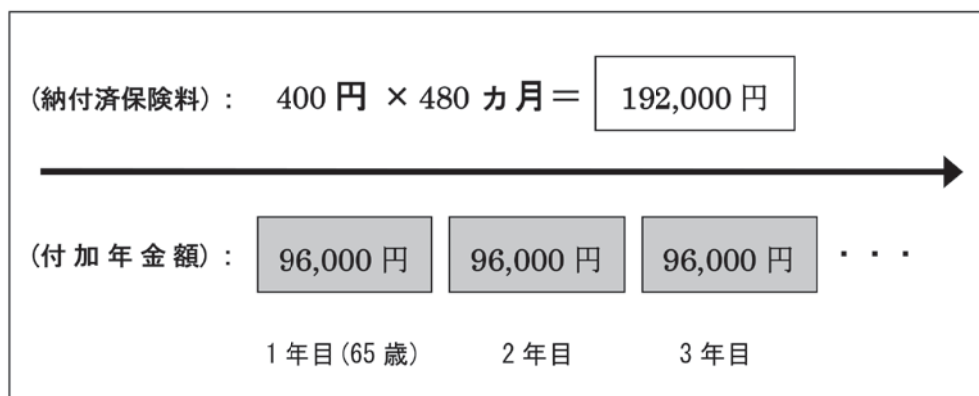
☎郡山年金事務所 ☎024-932-3434

☎町民生活課 ☎72-6933

(図)

《40年間(480ヵ月)付加保険料を納めていた場合の付加年金額》

$$200 \text{ 円} \times 480 \text{ ヲ月} = \underline{96,000 \text{ 円}} \text{ (年額)}$$



※年金を受け取り始めて2年で、納付した付加保険料の合計額に見合う付加年金額を受け取ることができます。